

## 司法修習生の貸与金返還猶予条件の緩和を求める会長声明

2020年（令和2年）5月28日

兵庫県弁護士会

会長 友 廣 隆 宣

### 第1 声明の趣旨

当会は、最高裁判所に対し、本年7月25日期限の司法修習生貸与金の返還について、返還猶予を柔軟に認めることを求める。

### 第2 声明の理由

司法修習生に対しては、裁判所法改正により、平成24年11月3日から、修習に専念する資金として、月額23万円等を無利息で貸与する貸与金制度に移行した（平成29年改正前の裁判所法第67条の2）。

上記貸与金の返還は、司法修習修了後5年間据え置かれ、その後、10年の年賦により返還することとなっているところ（同年改正前の司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則第7条）、本年7月25日には新第65期から第67期の納付期限が到来する。

ところが、新型コロナウイルスの感染拡大により、経済活動が大幅に停滞してしまった。

法曹界も例外ではなく、令和2年4月7日の緊急事態宣言を受け、全国の裁判所における期日の取り消し、延期が行われ、同宣言解除後にあっても、期日の遅延が見込まれる状況にある。また、裁判所を介さない事件においても、いまだ面談での相談、打合せや迅速な事件処理が困難な状況にあり、自治体等での法律相談についても再開のめどが立っていないものがある。

社会全体の経済が逼迫した状況にあつては、社会的経済的弱者の人権が真っ先に切り捨てられる事態が頻発しかねない。現在のような緊急事態において、法曹の果たすべき社会的使命は増しこそすれ、減少することはない。

このような法曹が果たすべき社会的使命を全うさせるためにも、今年度貸与金を返還する予定の者のうち経済的苦境にある者に対しては、貸与金の返還猶予を広く認めるべきである。

貸与金の返還猶予については、「災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となったとき、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる」と定められている（平成29年改正前の裁判所法第67条の2第3項）。

新型コロナウイルスは、無症状のうちに他者に感染させる性質があり誰しもが感染するリスクにさらされ、ひとたび感染すると短期間のうちに重症化することもあることは知られているところである。

これは、人と社会に対する脅威と言い得るものであって、災害対策基本法第2条1項1号の「その他の異常な自然現象」、すなわち「災害」と位置付けることは十分可能である。

したがって、前記改正前裁判所法第67条の2第3項の「災害」、あるいは、未知のウイルスによって不可抗力的に感染症が拡大していったという状況から同項の「やむを得ない理由」に該当すると言える。

よって、当会は、最高裁判所に対し、今年度の司法修習生の貸与金の返還猶予を柔軟に認めることを求める。

以上